

教 義 第 14 号
令和 4 年 4 月 1 日

高 校 教 育 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長
各 市 町 教 育 委 員 会 学 校 教 育 主 管 長
静 岡 大 学 教 育 学 部 附 属 学 校 事 務 室 長
様

静岡県教育委員会義務教育課長

特別免許状検定に係る手続き等の一部変更について（通知）

このことについて、令和元年6月17日付け教義第286号にて手続等を通知したところですが、特別免許状に係る教育職員検定基準及び提出書類に関して一部改正したので、通知します。

については、採用に当たって該当がある場合は、下記のとおり特別免許状授与の留意事項に鑑み、適正に取り扱い願います。

記

1 特別免許状授与の留意事項

特別免許状制度は、専門的な知識経験又は技能を有する社会人を学校教育に登用し、学校教育の多様化への対応やその活性化を図る趣旨で創設された。

その授与に当たっては、大学における教員養成等により授与される普通免許状のように学位及び単位等の所要資格を必要としない一方、その専門性の検証が最も重要であるため、静岡県教育委員会では、特別免許状審議委員会を開催し特別免許状を授与することの可否を判定する。

任命（雇用）者及び出願者は、制度の趣旨等を十分踏まえた上で、特別免許状出願の手続きを行う。

2 出願について

- (1) 特別免許状に係る検定基準1及び2に該当するか確認し、別添「特別免許状出願に関する流れ」のとおり手続きを行う。
- (2) 事前確認書の審査において出願を可能とする場合、申請書類は別表「特別免許状出願における書類一覧」のとおりとする。特別免許状審議委員会の案内は、別途行う。
- (3) 特別免許状審議委員会の意見を踏まえた検定結果は、おって通知する。

担 当 企画・免許班
電話番号 054-221-2758

教 義 第 14 号
令和 4 年 4 月 1 日

私学振興課長 様

教育委員会義務教育課長

特別免許状検定に係る手続き等の一部変更について（通知）

このことについて、令和元年 6 月 17 日付け教義第 286 号にて手続等を通知したところですが、特別免許状に係る教育職員検定基準及び提出書類に関して一部改正したので、通知します。

ついては、各学校に周知するとともに、雇用に当たって該当があった場合は、下記のとおり特別免許状授与の留意事項に鑑み、適正に取り扱うよう指導願います。

記

1 特別免許状授与の留意事項

特別免許状制度は、専門的な知識経験又は技能を有する社会人を学校教育に登用し、学校教育の多様化への対応やその活性化を図る趣旨で創設された。

その授与に当たっては、大学における教員養成等により授与される普通免許状のように学位及び単位等の所要資格を必要としない一方、その専門性の検証が最も重要であるため、静岡県教育委員会では、特別免許状審議委員会を開催し特別免許状を授与することの可否を判定する。

任命（雇用）者及び出願者は、制度の趣旨等を十分踏まえた上で、特別免許状出願の手続きを行う。

2 出願等の手順

- (1) 特別免許状に係る検定基準 1 及び 2 に該当するか確認し、別添「特別免許状出願に関する流れ」のとおり手続きを行う。
- (2) 事前確認書の審査において出願を可能とする場合、申請書類は別表「特別免許状出願における書類一覧」のとおりとする。特別免許状審議委員会の案内は、別途行う。
- (3) 特別免許状審議委員会の意見を踏まえた検定結果は、おって通知する。

担 当 企画・免許班
電話番号 054-221-2758

特別免許状出願に関する流れ

令和4年4月1日

区分	日程	内容	備考
前期	5月末	義務教育課へ事前確認書の提出	前期の受付終了
	6月	推薦者へ出願可否の連絡	
	7月20日	義務教育課へ出願書類の提出	正式申請
	8～9月	特別免許状審議委員会開催	・開催通知は別途送付 ・出願者の出席
	10月1日	検定合格者に免許状発行	
後期	10月末	義務教育課へ事前確認書の提出	後期の受付終了
	11月	推薦者へ出願可否の連絡	
	12月20日	義務教育課へ出願書類の提出	正式申請
	2～3月	特別免許状審議委員会開催	・開催通知は別途送付 ・出願者の出席
	3月31日	検定合格者に免許状授与	

《特別免許状審議委員会の内容》

- ・ 出願書類の確認
- ・ 出願者との面接
- ・ 必要に応じて、任命（雇用）者へ推薦状況の確認